

奈良工業高等専門学校短期留学生規則

平成26年5月15日制定

平成29年3月9日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）が、学生の国際性の向上を図るため積極的に国際交流活動を推進することを目的として、本校と学生交流に関する協定（以下「協定」という。）を締結している海外の教育機関又は近い将来締結の予定がある海外の教育機関との協定等に基づく短期留学生の受入について必要な事項を定める。

(資格)

第2条 短期留学生の資格は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- 一 日本国籍を有しない者
- 二 協定校又は本校に受入を要請する海外の教育機関が、学業成績及び人格等が優れていると推薦する者
- 三 来日の目的・期間に応じて適切な日本国査証（ビザ）を取得しているか、ビザ免除を受けている者

(受入許可)

第3条 短期留学生は、前条の資格及び本校の受入体制が整っていること並びに第8条に定める保険に加入していること等を確認し、運営会議の議を経て、校長が受入を許可する。

(学則等の適用)

第4条 短期留学生には、この規則に定めるもののほか、本校の学則及びその他の規則を適用する。

(便宜供与)

第5条 短期留学生には、本校における活動を円滑に行うために、次の各号に掲げる便宜を供与することができる。

- 一 情報メディア室を使用するための認証アカウントの貸与
- 二 図書館を利用するための利用証の交付
- 三 学寮の利用（ただし、利用料金については別途徴収）
- 四 その他、校長が必要と認めること

(授業料等)

第6条 短期留学生に係る授業料等の費用は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。ただし、短期留学生については授業料、入学料及び検定料を徴収しないものとする。

(受入体制)

第7条 短期留学生の受入体制は、次の各号のとおりとする。

- 一 短期留学生に関する企画及び調整等の担当は、グローバル教育センターとする。
- 二 短期留学生の専門分野に係る研修の内容については、配属先の教員が指導する。

(保険)

第8条 短期留学生は、本校に滞在する期間中の不測の事態に備えて本校が指定する保険に加入するものとする。

2 本校の責によらず、短期留学生の滞在期間中に発生した不測の事故・トラブルについては、本校は責任を負わないものとする。

(成果報告)

第9条 短期留学生は、原則として研修期間の最後に本校で研修した成果を口頭及び論文で発表するものとする。

(修了証書)

第10条 校長は、短期留学生からの願い出により、修了証書を交付することができる。

(事務の所掌)

第11条 この規則に関する事務は、学生課が所掌する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、グローバル教育センター運営委員会の議を経て、校長が決定する。

附 則

この規則は、平成26年5月15日より施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日より施行する。